



沢辺税理士事務所通信

平成 28 年 12 月 1 日号

NO.034

「103万円の壁」は、これからどうなる？

国会では、現在の103万円の壁をなくし、「配偶者控除を150万円以下で最終調整」するなど取りざたされています。今回はこれをおさらいしてみようと思います。

まず103万円の壁とは、給与収入のみがある方の場合、年間給与収入(総支給額から非課税通勤手当を引いたもの)が103万円以下の場合、給与所得控除(給与収入は自動的に一定額が非課税になる)の65万円を差し引いた金額(=所得金額)が38万円以下となり、この場合その配偶者は配偶者控除という所得控除が受けられるため、所得税や住民税が減額されます。

しかし、この103万円が意識されるあまり、たとえばパートの主婦の方がこの金額を超えないように仕事時間を減らしたり、12月は職場への出勤を控えたりして**103万円に届かないようにコントロールする、ということが常習化**されています。これが「103万円の壁」です。そのため、この**配偶者控除が女性の社会進出を妨げている**要因になっているとの指摘が以前からありました。特に日本では労働人口が減少傾向に転じてきている中、女性の労働力が抑制されるというのは経済的にも大きな損失です。

そのため、この配偶者控除の対象となる「年収103万円以下」を「年収150万円以下」に改正すれば、パート主婦がもっとたくさん仕事ができ、より社会進出もできるし、労働力も確保できるというわけです。では、これでめでたしめでたし！でしょうか？ ……ことはそう単純ではありません。

まず一つ目は、「**家族手当**」の問題です。民間では減ってきていますが、公務員等は、今でも扶養となる配偶者がいる場合には月額〇万円の家族手当が支給されている、というケースが多々あります。配偶者控除が使えても家族手当は外される、ということになると、やはり年収は抑えられてしまうでしょう。そのため、安倍首相は「家族手当も年収150万円以下を基準とするよう」各企業等にも要請していますが、もちろん義務ではないので、**これを機に家族手当自体を廃止するところも出てくる**と考えられます。

二つ目は、国の「**税収確保**」の問題です。配偶者控除の基準を切り上げれば、対象となる人数が増え、結果的に税収が下がることとなります。個人的には、それで女性の社会進出、労働力が増えるのならいいじゃないか！と思うのですが、**国は税収確保のため、配偶者の所得が一定額以上(一説では1,220万円以上)の場合は配偶者控除を使えなくする方向で調整中**とのこと。

三つ目は、これが一番重要ですが、「**130万円の壁は変わらず存在するため、どうせ150万円ではなく130万円で歯止めされるのでは?**」ということ。年収130万円の壁は、社会保険の扶養から外れる収入のラインです(こちらは通勤手当も含まれます)。現状でも年収130万円を少し超えるケースでは、税金の負担増よりも、社会保険の負担増の方がはるかに多くなります。私も、たとえ配偶者控除の基準額が150万円以下に改正されても、社会保険負担を考えれば、**現状では130万円以下にとどめた方がいい**ですよ、とお話させてもらうことになると思います。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>